告示

○文部科学省告示第百六十五号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十四年十二月三日

文部科学大臣　田中眞紀子

指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称	指定美術品等の所有者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名	指定をした日	指定の有効期間	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間
横たわる女（1912―13年）	ニューヨーク近代美術館（館長　グレン・ローリー）	平成二十四年十二月三日	平成二十五年七月二日まで	愛知県美術館長　村田　眞宏 愛知県名古屋市東区東桜一丁目十三番二号	愛知県美術館 愛知県名古屋市東区東桜一丁目十三番二号 平成二十四年十二月二十一日から平成二十五年二月十一日まで
横たわる女（1917年頃）	同右	同右	同右	同右	同右
着物を着て立つ女	同右	同右	同右	同右	同右
若い女性の肖像	ボストン美術館（館長　マルコム・ロジャース）	同右	同右	同右	同右
左肩をはだけて着物を着る女	同右	同右	同右	同右	同右

○文部科学省告示第百六十六号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十四年十二月三日

文部科学大臣　田中眞紀子

指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称	指定美術品等の所有者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名	指定をした日	指定の有効期間	指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間
サン・タンジェロ城、ローマ	クラーク美術館（館長　マイケル・コンフォーティ）	平成二十四年十二月三日	平成二十五年十月一日まで	三菱地所株式会社 取締役社長　杉山　博孝 東京都千代田区大手町一丁目六番一号	三菱一号館美術館 東京都千代田区丸の内二丁目六番二号 平成二十五年二月九日から同年五月二十六日まで
ルイーズ・アルデュアン	同右	同右	同右	同右	兵庫県立美術館 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通一丁目一番一号 平成二十五年六月八日から同年九月一日まで